重修真書太閤記 二編 二

和書門
類
一六一
號
二〇函
八
架
一一〇
冊

内閣文庫
和書
類
一二三三
號
一一〇冊
一七一
函
一〇
架

内閣文庫
番號 和 16221
冊數 110 (12)
函號 171 39

国立公文書館
National Archives of Japan

重修眞書太閤記二編卷之四

織田岡崎和睦對面の事
并織田出陣評定乃事

岡崎ふくハ弓箭の道かしこく侍ま一まー天晴治國平天下の器量備たるをのくハ御歸城のち程なく武威近隣を振てせらるるー義元乃嫡子氏真ハをを憎く岡崎を奪ハんと謀る由を聞食ゝ只今迄ゝ義元扶助の恩義忘れのちて今川家ゝ對し疎意なく思食れしかとも氏真斯のごとき企あるふ依く終ふ不快の中とふるをのひいをバ何時敵の寄んも知べらゝ防戰乃用

町田久成獻納之章

意等閑にあらざるべしと御下知あしかりしに御勢をげろよ
一千餘りにして今川家の大軍を引受らるんこと近比
難義と思召さる鬼やかくと御心底痛めさせのみよりを
尾州の忍び聞をもしいそぎ清洲に至りて言上せし
かぐ藤吉郎がやをしに違たがと悦喜限りなく此時
を失はざるべきとて岡崎と御和睦の用意あり幸苅屋の
城主水野下野守信元は岡崎と親しき御中なれば是を
仲人として和睦の謀らせらる信元即時に岡崎に
言上あり名は信長深く御軍配を感心し奉り
御音信を通じ永く御入魂やべきと望み某をして
和睦のことを演説をしむ某たまく御敵にあらくゆへ

ども御近親のことにゆへば聊も疎意を存ぜず然ば信長の
本心を伺い知さて参上仕てひ抑義元是迄御味方にて
扶助奉りしに似くゆへども元より岡崎御領を押領仕ら
ざ為ふ〳〵実は御為を存ぜしにあらざる累代の御家人を
困窮ふ〳〵めたることと義元の計らひ故なれば怨ありく
思なしと思召さべし知義元討死し氏真くるふ闇弱
形りその旗下ふ立をのんを眼ありて無ぶ如く玉を泥中
に埋るふ似くり夫に引〳〵信長い智勇兼備しく然
も志大に武略の鋭きことく鳴海の一戦を以く御明察ある
べくひさるべと乃信長ど君の御武勇を慕ひ天晴末代の
名将と存奉る仍く頻りふ御懇志成通ぜんことを願ふと

ふゆくゆく御和睦ありて御領分安泰乃御計略然るべし
と申上により此をいかゞなるべきやとまづ老臣衆へ御相
談ありけるふ何さま信長今ゝどいたゞき一國の守護ゝと
ゝ申せども此度の軍乃進退ゝとゝひ武勇といひ必大事を遂
べき器量之然バ是と和睦まゝく互ゝ相助け申べき盟
約を堅くせば當方の大幸なるべし殊ふ氏真我君を憎
ゝ奉り兵を發し寄来らんと計る最中なり是を防ぐる
術なき後楯ともなるべし水野野州ハ織田家ふ親しき人なれ
どゝも生質篤實ふして偽り形さ人ゝ申さる処相違も有
まじ御和睦の義可然ひたすらと勸め奉るゝかゞ此上ハ別の
子細なしと思召水野ふ向てせらるゝ信長和睦あらんと宣ふ

を某何とて辭むべきぞ但只今ハ御邊ゝくも敵なり打
解べきにあらずと答ふ水野信元かさゝて申けるゝ様
和睦御同意ゝ於くハ尾州にある處の岡崎領を返し奉る
べしとゝのゝしにより事速ゝ調ひ水野ハ尾州へ立歸り
かくと織田殿ふ告奉りしかゞ織田殿大ゝ悦びあひ即日雙
方立合て堺目を正し相互ふ違乱をべからざる由を約しあゝ
岡崎よりハ酒井忠次清洲よりハ林佐渡守とかくく同年
十二月岡崎より清洲へ渡御まゝく信長と御對面あり
けるふ信長祝着のあまり息女を岡崎へ參らせべき由
契約なしあゝ此等のゝ駿府へ聞えゝかゞ氏真まもく
怒り武田北條と一同ゝ參州へ打ゝ出岡崎を打取んと謀

るといへども武田ハ元より氏真を疎ミ北條ハ自國乃仕置ゑ暇なく今川と共ゑ遠く參州へ出陣思もよらぬ兎角もする内ハ永禄も四年にゑりふゝり織田殿今ハたゞ東方心安ーさらバ他國へ軍を出さべーと思れゝるふ美濃ハ年來遺恨の國なりまゞ是より打てむべーと評定有ゝるふ木下藤吉郎大ゑ諫めゝくやハ未その時至りゆえぬ岡崎と御和睦ありて間もなく東方を打任せらるゝと餘りゑ忽ちー齋藤家も御舅の恨あるゝゝも復讎ハ一家中の事なり君ハ天下一統の大業を思召たちるふ処ゑるふ楚忽の御振舞あゝせられてゝ大謀成就の妨とあるべー齋藤義龍不孝人なるとゝも旗下の諸士ハ云ゑ及ばぬ國中ハ上下

よく懐けり我乃軍略まゝ尋常あゝぞ等閑の敵と思召さべーゝば今川義元さーその猛將なりしゝも武威ゑ誇ゝくゝ敵を輕んゞ軍を發ぜーふ君乃為ゑ討とるゝこふ前車の戒なり他國へ出馬あゝんゑハ必勝の理を考へ給ばしてハ禍多かるべーぜゝをのふ処ふあゝば今ゝ去ぜー御見合然るべーとやけるにより織田殿心まを入れゝも大功の木下ゞヤ狀故その旨ふ通ゝられ然バこの隙ふ軍兵調練出精さべーとて朝夕兵を練武を講ゞてぞ居ゐる

織田家の陣法一番ふ鉄炮組二番ゑ長柄鎗長柄ハ三間柄之次ゑ弓組次ゑ侍の鎗と組立ー由いゝり鉄炮組ハ三百人五百人時によりて増減ありゝる長柄鎗ハ五十人を一組

とゝく二立まさは四立六立八立十立まで引ハ三十人づゝ組合せゝと云り別ふ書あるとバ就て見るべゝ

織田殿美濃發向の事

并齊藤家軍評定乃事

木下藤吉郎ゞ諫よりて信長止事を得ぞ美濃國發向を止め軍馬調練のことを專ゝ春中ハ出陣の沙汰ゝも及バざりしふ五月よ及て美濃へ入置ゝ忍び馳歸り齊藤治部大輔義龍病死をゝ由注進ゝゝとゝば

永禄四年五月十一日義龍卒を法名ハ雲峰玄龍といふ家督ハ右京大夫龍興形り流布本ふ四月よ及て美濃の忍びゝゝ歸り義龍の死を告ゝといふハ誤ゝ

信長大よ驚き我義龍を討く道三の仇を報ゝんと年来思い居ゝりしにゝを如何ゝん義龍早世ゝて道三の為よ仇を打りゝゝゝの残念さ斯と知たゝぶ早く軍を起ゝて彼賊を討べりしものを藤吉郎ゞ制止によりて延ゝゝるゝの口惜さよ我道三乃靈魂ふ何とゝゝべゝんやとゝて西北ふ向い足をゝぶゝて大よ怒り憤ゝ責てゝゝの虚よ乘ゝ押寄義龍ゞ住ふ城を踏潰ゝ恨を散ぜんゝゝとゝ罵り叫で出馬の用意をゝぜゝゝゝるゝ

義龍ハ軍略道三入道よも生ゝ増ゝる良將なれバ織田殿義龍の在世ふ美濃を窺ゝ残ゝゝ今その死を時とゝて兵を發ゝ龍興の柔弱を輕侮ゝゝと知べゝ

木下藤吉郎あくまで驚き急ぎ出仕して美濃へ御出馬の催促を承るは是はそも物よ狂ひたまふや兼ても言上仕りし如く君すら天下を正し萬民を安樂ならしむべき大事を思召立たまふ御身ふく匹夫匹婦の仇を窺ふ御舅道三入道の御恨を復させんとの御事返すがへも勿躰なしたまふ實の父母乃御仇さうも時節を待て十分の勝利をこそ得させまふべけれ然るを御舅のうめる大切乃御身を過ちたまふひるで所生の父母をうめる不孝の罪を得まひ後代まで不覺の名を流しまふ是義龍死して龍興柔弱なるをよき時節とおぼしめしを形なべけれ」と此時ふ當アてい義龍の在世よりふ却て討ぐくゆべし

その故ふ齋藤家よ武勇智謀の者多く然も龍興をよく守護しく補佐の力を盡して義龍ふさう勇將なれど時そうて家人の諫よ從ふ今ふ郎等旗下の輩年若き龍興を守立く能國を固むるを專と心掛く用心の處へ疎忽う御出馬ふくぐ千ふ一りも勝を取んを覺束ぬし若勝利を得させられずば是迄の武功迄徒事とるのうぬべし智ある敵をば緩くとうて勇ある敵をば早く討とやこのふ是軍法の奥義よふ今川義元を勇猛ふしく誇もるぐ故よ急ふ進く勝させまふ齋藤家の如くふ大將柔弱なれども我乃下ふ智勇の將士多し急よ進く討んとなさせまふ防禦の計よく調練して味方大ふ難義すべきう然もとも大將

柔弱ふ〳〵愚昧ありと聞バ旗下の將士を間てその智を用ふるこゝを得ざる〳〵しめて後ハ討とるハ大ハ勝べし龍興年若く今程ハ従臣の心次第ふなれども暫く過るバ従臣等を疎ゝ自然と君臣の間離もく従臣等の内ハ變を生ぜ亟しその時謀を廻らし彼家の内ハ勇ありく義ある者を誘ふく味方ゝ形し追く敵乃根を弱めたるしてのち討時ハ勝ぢと云ふ〳〵此理を能く御賢察ありく御出馬今を御無用と頻ふ止めけれ共織田殿怒ア甚しく木下が諫を用ひ玉ひ藤吉郎今ハ諫めん術もなく如何ぜんと工夫をめぐらし居ふ織田殿ハ五月十三日の曉ハ三千餘騎を引率して西美濃へ發向ありふ

西美濃ゝゝを岐岨川より西の加茂各務厚見方縣中島安八席田多藝石津不破池田大野本巣山縣武儀郡上等の諸郡を云すなわち可兒土岐恵奈三郡を東美濃ゝゝを對ゝゝ

齋藤家ふく〳〵ハ長井甲斐守日根野下野守を先ゝして出向ひ森部ハて合戰しけるゝ尾張勢ハ小勢ゝと侮り備も立ず深入し〳〵長井も日根野も討死を森部ハ美濃安八郡ゝて墨股の南墨股川乃西岸形り清洲より稻葉へ一里半稻葉より萩原へ一里半萩原より起へ一里起より岐岨川をわたり大浦竹鼻を經墨股川をわたり森部なり此道都く六里ゝ及ぶ

齊藤家の稲葉山より墨股川に添く河戸墨股を過
四里に及ふ
織田殿大ふ悦ぶせられ此機ふ乗じ〳〵進く攻なば一舉に
稲葉山を揉落さべしと擬きられくるふ柴田權六佐久間
右衛門等詞をそろへ此邊深田にて進退自由を得ぞ
されど長井日根野等自國にて案内者ふぐ〳〵打負うし
味方深く進くるばうるるば如斯難義あるべし
戰場の地圖を作りく進退すること往昔よりう兵家
の常形り柴田佐久間かうねく稲葉山城乃地圖を
得く後と云なるべし
まづ此度を敵に一鹽付くるを功として歸陣有て然る

屋〳〵と我〳〵ヤくる柴田も軍を功者なり小勢ふく案内知
らぬ敵地の居城まぐく攻入ぐ〳〵と知ば形り織田殿も敵乃
首三百計打取〳〵ふ憤を散じ地の利も宜〳〵ふ移ぐ早く
清洲へ凱陣あり〳〵く木下城呼出〳〵我三千の小勢をもつて
敵地へ踏込六千餘の大敵を切崩〳〵首あまた打取剰其乃
手の大將長井日根野を討うり其方猥に敵ふ智勇の者
多〳〵と恐をなすとも斯る上い何ろどの事うあるべき
此度い齊藤居城の地理を知ざる故に引返きるれども
近日又く出馬〳〵今度い必齊藤を滅り〳〵年來の怨を報
ぜべきぞと宣へば藤吉郎先勝軍を賀〳〵偖此度の一戰
に勝ぬひ〳〵い全く不時の幸ふくゆ何卒この勝軍を失

そもそもそばるやうに再度御發向ハ暫思召止らせあふ〳〵長井甲斐守日根野下野守あどを美濃侍乃うち〳〵取ふ足ざる武士まてハ重ねく御發向あるべハ彼國の討く出べ〳〵それら自國のことなれハ案内ハ常に見置しなと多勢をいく如何ふる奇計をもく防ぎはべきやうん兼てをおのひもよるべハ鬼角今暫時御待ありて然るべしと諫々とハ我是まぐく時節〳〵と見合居たるにより舅の怨敵さる義龍病死をり此後時節を待んと云く年月と過さば龍興も又早世をはべきにあるべハ然ハ終り本意成達する期あるべ〳〵と少しも用ひふ氣色なく一向出陣の用意まて不日ふ發向あるべしと定めらる

今年五月長井日根野を討しのち織田殿美濃發向のこと印本織田家譜ふ見べ今暫く流布本ふ從ふ

先日勝利の上るしハ美濃武士の軍ぶり各存知乃ことふ〳〵油斷ハ合戰の妨なり弥強く働くべしと五千餘騎ふ〳〵五月下旬木曽川を打こし美濃州へ乱入せらる木下藤吉郎ハ〳〵て殘るべき定めるしぶ思ふ子細あるを以く頻ふ供を願ひ〳〵ふより澁く形ぶ召具しあふ藤吉郎此度ハ味方必定敗軍なるんとおりひしふ故それを救ん方便の〳〵めふ態と供をハ願ひ〳〵之美濃國ふていい龍興諸將を集めく評定をる樣尾州勢先度の勝軍を手柄ら〳〵て再度寄来るのんこれを防ぐん軍配を何と

定めんとありけるハ日根野備中守弘就その弟弥次右エ門あどい先ハ討をしー下野守が一族ゝ信長寄ばその怨を報ふべしとおりゝば先陣を望ゝりその上菩提の城主竹中半兵衛重治を頼ゝて軍師ときんと我ゝやける

竹中半兵衛重治ハ遠江守重元の子ゝ重元美濃國不破郡岩手ハ住ゝ但今年二月二日六十四歳ゝ卒ゝ依ゝ半兵衛重治十八歳ゝて家督せり

龍興ともかくもと同意ー使者を遣ー竹中を召よせ偏ゝ頼よーをやされーゝば重治一義ゝも及ばゝ敵寄來らば防ぐべき術ハ斯ゝと定めゝ待処ゝ信長六千餘騎ゝて川を渡ー新加納芋島邊まで進まれゝり

新加納ゝを各務郡芋島ハ厚見郡ゝとも小岐阜の東南に當り三里ハ近ー此道ゝを清洲より一宮割田黒田を經ゝ北方ゝて岐阻川を渡り美濃國笠松圓城寺より新加納へ寄ー形り

竹中半兵衛重治此注進を聞とゝ〻とー諸士を集め軍の手分をなしたりゝをまゝ日根野備中守ハ五百餘騎を付て新加納の北ハ埋伏ー置同弟弥次右衛門をハ五百餘騎ゝその西方ハ伏ー置是ハ備中守ハ信長の旗本へ突ゝり大將を目ハ掛て戰ゝべー弥次右衛門ハ織田の先陣と旗本の間を斷切ゝ軍をべきゝが為ゝ叔又牧村牛之助野木次右エ門二人ハ三千餘騎ゝて懸向ひゝばー會釋ゝ右と左へ敗走ずし

次ぎ相圖を聞く引返し戰ふべしと定め重治自身三千余騎
にて新加納村を本陣とし龍興の旗馬印を押立てゝ長井
隼人小牧源太齋藤九郎右衛門は重治と共に軍の懸引を
心得てゝ織田家の物見たるを歸り此度は齋藤龍興出馬
と見て〳〵新加納は旗馬印を立村口に先手の勢なるべし
三千計も備へゝと告げゝるより然ば此方も三段に備て軍せ
よやと云まゝに先陣は柴田佐久間二千余騎二陣を森池田
二千余騎三陣は織田殿旗本二千余騎あり川を渡して暫く
人馬の息を休めあひゝゝに先手の尾州勢の中に木綿を青
黄赤白黑の五色に染てゝ旗を立てゝのあり見馴ぬ
旗なれば使番の軍目付筑田出羽守をして尋させあるに

木下藤吉郎は旗と言上しけるより織田殿大に怒り
その旗切て棄よと下知あるにより目付の軍士走り
行斬棄てゝこれを見て待ども木下は振舞傍若無人と
おもひ〳〵ものは大に嘲りあるを笑ふ藤吉郎いさゝかぬ
躰にて再度筵を丹墨緑青にて五色に染てこれを押立
真先にすゝむ織田殿これを御覽じ大に怒らせ給ひ目付を
以ていはるゝは猿面肝にて我命を背くぞや急ぎ
その旗を折棄て法を正すべしと宣へば目付ゝ〳〵に向て此
筵は旗を折棄よとの上意之早〳〵折棄めと云藤吉郎
やうの上意とあるとは是非も非しかるに今暫時待て
ゝ某御前へ參上して申開き仕るべしとのにより目付

然バさやく參上いたるべし左なくてい我等が役義立がたき事
なり木下藤吉郎月付と共に旗本さして出仕しける
印本太閤記に信長美濃國發向の比こゝもとに旗をさし
たる者あり誰と尋ぬるに木下藤吉郎が旗なりしに信長
それを誰ゆるせ我を以の外に怒りたゝくその旗を切折
せのひしゝに怨る氣色もなく先をめけ後をふたがりと
いふに木下いやゝ炭薪以下諸奉行を勤め比の事なり
永禄四年に既に禄千五百貫列柴田森池田と同じき時
なり旗をたてべきを勿論なれども只その異躰なるを以
て止めあひしゝ形るべし

重修眞書太閤記二編卷之四 終

重修眞書太閤記二編卷之五

信長難戰を好危急の事
并木下筵の指物して味方を救ふ事

木下藤吉郎秀吉ヤ譯のゝめ織田殿の御前へ參上せし
に目付衆あるを披露を織田殿怒る氣色すなま
じくいふ木下功なきのり我意を恣ゝ猥なる見あを
ぬ旗を用ひ我一旦捨よと仰をゝ切折せ切ぐ又は
別に相調へ押立る事言語道斷法度を破り我を輕ん
ぜる振廻今さゝ何とヤ披ん詞あるべきや奇怪と
希有と散くに叱り詞をのゝ藤吉郎少しも恐

もぶ静よ答へ奉るやう尊顔を犯して諫め奉るふ
御用ひなくとそその危さを知かゞ助け奉らぬ忠義
にあらぶ所詮諫め奉ア〜條〜御用あくんい一身を捨て
も君の御為たんを誠忠とやべ〜某度く御出馬を諫
め奉り〜よ別の思召あり〜御發向ま〜ゆとそよ依某も
御供〜奉り敵の容子を伺ふとそ〜て奇計を設〜と
探り知くゆへ中く容易く御勝利あるべきとおりひも
よ〜ぶゆ必定御難戰あるべく察〜奉るによりその場よ
臨く用ゆるための印まて旗まもゆぶ御咎を蒙り打
折らふ〜後ふゞ〜その印ふ必用の事ゆへバ木綿又を紙を
用いやさぶ筵を用ひゆを今日只一舉のとたく全く君ぞ

侮り氣隨の業まゆもぶ此度の御合戰ゆ〜ぶ御危き
御事ゆもんと存ゆ故遮て御止めやゆ處却く御怒り強
く殆御勘當蒙るべき身ゆ〜ゆぶ術計盡てくか様の
事ふ及びゆかくやせぶ某一人忠義を存ど諸士を不忠よ
似くゆども全く左様よゆぶ鬼ふも角ふも君乃御意
ふ從ひ死生を顧ざるも忠心よゆ又御意ふ違ひゆても
君の御為第一と存ぞるも忠心よゆ其身〜の程により
ゆとふゆ某恐もふゞ〜微賤より御目鏡ふよりて段く
御取立の身まて録千五百貫を賜ゑ諸老臣の列よ
加えられゆ上ゑ身を粉よとゑさゆても御軍の負ざる
様よユ夫仕り始終御為ふるべき計ごを考へ出

しての事ふいその上筵のそこにゆくば他の故障もいまゞ
くわり此御陣だろうれそこふい間曲く御免を蒙りや
度い若又某考い義其功ふくい如何ろる罪科とし罷
蒙るべくい今二時三時だろう此印御差置被下いやう偏
ゑ奉願とやにより織田殿怒らをゑ中ふこふ近奇計
を行ひ〳〵と少わゝぬ藤吉郎なまゝば然らば今二三時の
間をゆるもべ〳〵さて後この印用立ばい汝ゞや知くそ
時ハ罪科遁をがゝ〳〵と宣ひ〳〵ほどふ木下大ゑ悦び謀
策の次第言上仕度ハゆへども定めがさこさ計略をそ
期ゑ臨まざしバ詳ゑ形〳〵がさ〳〵その上機ゑ應ど變
ゑ乗だる祕計ゑもば猥ゑ漏〳〵ぐ〳〵とゆせバ織田殿

も推く問とせのふゑ及ばば木下筵の印御免を蒙り
先手と並く進く行諸勢の先陣柴田佐久間戍大將
なて二千餘騎真先ゑすゝめバ森池田おなゞく二千
餘騎ゑく二陣ゑ續きそろうその跡を織田殿御旗本
なり先陣をでふ敵と相近ぢくれバ齋藤方ゑ牧村
牛之助野木次左衛門三千餘騎を二手ゑ分て並び備
居〳〵ぐ織田勢の寄るを見く備を出〳〵鉄炮を
打うけ追崩さんとを柴田佐久間も士卒ふ下知〳〵鉄
炮を二放ち三放ち放ちかくるや否とゆりをの面く鎗を
取て真一文字に突うる齋藤方も同〳〵く進て鎗を合
せ爰を詰度と防ぎ戰い火花を散〳〵く揉合〳〵れ

ども齋藤方ハ大勢ゆゑ尾州勢を真中ヨリ引包まん
と振廻バ柴田佐久間ハ小勢なれども何も聞ふる勇
士ゆゑ一向ヨリ切崩さんと竪横ハ駈破り合てハたゝ
離まじてハ合鋒より火を出して戰ふ牧村野木
などハ能時分ぞ竹中ガ謀ヲ所よと命を限りハ防ぐ
樣して態と掛崩され右往左往ヨ散亂を柴田佐久
間勝ハのりて追駈々々ゝバ齋藤方立足も不ク打まけく
加納村迫逃さりけり織田勢弥勢猛ヨ進ミ行處ヨ
竹中半兵衛重治一千餘騎加納村の郷中より打ク出
ぬ〳〵ゝ爰ヨて支えゝり織田方乃諸士ハ牧村野木ガ
三千餘騎をさへ切崩〳〵迫追打き〳〵勢ハのり竹中

ガ一千餘騎をバ〳〵の數ともせぬ一戰ハ蹴散〳〵龍興の
本陣ヨ切入らんとす〳〵めくるハ齋藤勢又打負て
逃ゝるを柴田得ゝと進ミ戰ひ敵の逃るハ〳〵
さに深くと追行く林の中へぞ追つけたりさて敵を何
地へか逃ゝりけん影も見ゝ織田勢あきれく四方を見
廻をば向ハの方ハ龍興の旗馬印風ヨ靡きて靜〳〵と
扣えゝり望む處の敵ぞすくなと進まんとすれば
路も不〳〵跡へ引返さんとすれば敵雲霞の如く切所を
塞ぎ一人も餘さじと圍ゝり是い牧村野木ガ三千餘
騎と竹中ガ伏兵二千余人と一手ハなりて五千余人関
を作りて攻ゝる柴田大ヨ驚き我等誤て敵の謀ハ陥り

一と覺えそうり打破く出よやと下知し〻く馬を馳通らんとするに敵左右の小高き處に寄合て弓鉄炮を雨の如くに射かけ打かける程に織田方大に艱されく進み得ず二陣の森池田二千餘騎先手深入し〻く敵に圍まれ〻と覺ゆる故いく救ひ出さんと真〻ら中に打入び齋藤方もさと中を開きて通しけり覺束なくいかりへども止べき道はあらざれば池田ゞ千餘騎面もふらずに切入く駈ぬけんとすれば森三左衛門い千餘騎後を機遣して扣えそうり然るに大將織田殿ハ先陣二陣ともに深入して敵に圍まれ難義ある由を聞召旗本を以く打破りて是を救ふんと馳〻ふを見く木下藤吉郎馬の前に駈塞り味方敵の方便に成り必御進あるべきと云も終らぬ處に鉄炮の音響とそのまゝ日根野備中守弘就五百餘騎に駈出某信長を待ち久しと大音に詞をかけ得る所の鉄乃棒の八尺計なるを打振大將の旗本を目に懸く當るを幸薙立切立げ〻ば味方大に周章し四度路にあり て見へる時木下大音に呼りけるやう今半時計の内に敵の木城を乗取ぐさそよく悔えよ命を捨く防げやとの ぐも稲葉山の火乃手と見ば敵を自然と裏崩をぐさぎ ぐふものども切や突やと喚き叫で下知し〻るその間に森三左衛門池田を捨く大將の旗本へ引返さんと

ちる處へ日根野弥次右衛門五百餘騎にて打て出森を
支て返させば先陣を新加納の郷中ふ引包まれ三陣ハ
途中ふ引ハ分と旗本ハ備中守一人ゑ打立ふと三手一度
ゑ戰い艱こけるにより織田殿をぢめて木下が諫めしハ
ふ〳〵ありうとおのなるれども今更なるべき樣も形く
必死ゑなりて攻戰ふ処ゑ木下が手より淺野弥兵衛小高
さ岡ゑかけ上り筵のさ〳〵ものを高くけ〳〵げく振動をバ
おをいくゑおめいもよ〳〵ぬ瑞龍寺山の峯ゑぐさ五色の
旗數十百流松のあ〳〵しにふさ靡くせその勢幾千万ちろ
らとぶ稲葉山乃搦手へ向ふが如く見〳〵夥し齋藤家の
軍勢是をうく〳〵あるをいふと云程おをあれ後崩をして

散乱を日根野兄弟おを制すれども聞ぬこそ備あべ
らふありけるふより備中守も弥次右衛門も力なく落
行勢ゑ誘くれ〳〵心ふ〳〵ばも引うけり尋常の軍場ゑ
バ森三左衛門追討をべき處ふをども旗本の機遣を
けるゑをを見捨く大將と一手にゑる織田殿この際ゑ
引取だやと宣ふを木下爰こ我殿の勇氣を振をせ
ゑふべき処なれと勸め奉りしかば三千餘騎我一手う
形〳〵揉にのりて追掛ゑバ柴田佐久間池田が勢力
を得て漸ゑ引返し暫時息をぞ繼〳〵ける柴田佐久間
〳〵共ゑ敵を破り龍興の本陣我目ふ引け切入らんとを〳〵
處へ一手の軍勢横合より打く出それを破るとて思ひ

重地より引入らを進まんとすれば路あく引返さんとすれ
ば敵まさに雲霞の如く攻寄る池田が勢跡より助け来
るとても前後の敵を防ぎかゝ今を是迄とおもひ
敵俄ふ周章ふためきさわ退きにより十死を出て一生を
得たりとかゝる戦聞く織田殿然ハ今少し手痛く追べき
やと勇まれ名を藤吉郎いやく聽て齋藤方の勢共
引返さべし味方もよく勞もこゝ戦べき時節よあ
ばといさめ〳〵ふ諸士こゝる此議に同じて早く人數を
まとめ〳〵木曾川をわたし給ひ摠同勢尾州へこゝろ終る
ころ案の如く竹中引返しけるとも織田家の人數を
川を越こゝ久しけるバ齋藤家の軍勢もおのゞむもく

退散を

日根野備中守弘就後に入道して三位治部卿法印
といふ泉州日根野の住人源永盛廿八世の孫と云り
但永盛より廿四代基達といふ此時藤原に改む基達
の子五郎左衛門景盛その子九郎左衛門の時より
美濃國ふ移るといふ

木下五色の指物蒙免許事

并瀧川一益服部左京亮を欺く事

信長御歸陣ありて早く木下藤吉郎を召出され我其
方が諫を用ひど馬を出し士卒を損じたること後悔その
甲斐ふし然るふ汝が謀略によりて味方無難に引取を

得さうさしらいう形る方便あらーまやと尋なへバ
木下謹く答奉る様我君御出陣の御定ありて一圖ふ
ちやらせ玉へバ万一敵の奇計ハ落入らをのこともやい
いん在もひくく恐入ハ始末ふと及びゆくんうと奉存ハ
ゆ急密ハ郎等とも近江路へ遣ー篠原柏木科野秦
川小幡守山根上

篠原柏木科野秦川ハ江州蒲生郡守山ハ野洲郡小幡
ハ神崎郡根上ハ犬上郡豊臣家譜

等ハ徘徊をー野武士の中ハく強勇の者を勝て謀計
を示ー合せ合圖を定め味方難義ハ及ぶん時いいかも
五色の旗をふり閃ふべーそれを見バ速ハ瑞龍寺山乃

峯傳ひハ稲葉山へ押寄る躰をあせよと約束あー置
けるふくくて美濃の謀士竹中半兵衛が謀により
御陣前まで狼藉乃躰をなーハを心悪く存ふよりを
件の筵乃印ハて合圖をるくくへバ野武士ども峯くふ
印を立く奇兵を顯くーふより敵共あやしこ一旦
引退てひこれが為の五色の印ハてひーを御怒ハより
切棄くへくも左ハてくも此約束の合圖くづまハ故推く
筵の印を作りてひと言上那ーけるあうハ信長大ハ甘
心ハ思ー謀略ハ智計ハより出る事ハて汝ら身ふ取
く珍敷かくひどくを聊憤怒の色をく手を替品を替て
我危くを救ひーを誠忠の至といへべー此後この五色の

印を汝ゞ手の差物と形ちべしと我許され久り木下
大よ面目を施し此より後木綿を五色ふ染て吹貫と
ふし又い指物とゐせしゞ後ゝ大軍を指揮ゐるふ
よ及く綾羅錦繡を用ひ美麗を極めらるゝ
吹貫とゐものゝ始詳ふらず河内國正覺寺の
軍ふ用ひしゝと云吹貫あるとも信しがたし太閤此
時製をしられしい木を曲く弓の如くなしゝとう
五色の布を綴付しゝ形ちそれよりのち九く輪ふか
しく作らるゝといへり
偖信長齋藤家の急よ征しがたきを知らをゝば是より
暫時出馬を止らゝと年来の本望ゐる上洛を遂将軍家

よ拜謁せんゝ我おりゝるゞ當時京都の將軍義輝
公三好長慶と御和睦ありく世中静ふるにより今わど
上洛をんゝと企らる抑織田家を斯波家の臣下ゐて
信長の代よ至り尾州一國を治らるゝとゝへども將軍家よ
り許さるし國の守護ふもあらず地頭ともあらず孫ば今度
柳營ふ參上して尾州一國の守護たらんゝ我ヤさるん
が為ふり尤その道筋ふる敵國ゐりとゝへども伊勢國
桑名郡ゐりハ近比織田家の所領と形りはまべこの
渡より忍ぐ江州へ立越るより上洛あるべしと
桑名郡の西北を員辨郡とゐよ員辨ふくゝ員野の
領主加治常陸介梅戸の領主梅戸左衛門大夫ゐど

る織田家の與力形り
桑名の織田領となりしはじめを聞よ瀧川一益が功ふ
よりてこゝろ瀧川こゝふハ元を江州佐々木六角家乃
被管ゝて甲賀郡の住人なり
大伴系圖ゝ伴大納言善男卿の末子三州幡豆郡司
員助の後胤設樂の甚三郎資乗だゝめて江州甲賀
郡ゝ住を資乗七代三左衛門景守甲賀郡瀧野川
二村の地頭をゝ瀧川と稱を景守の二男三郎左衛門
景清その子三左衛門資恒その長子勝三郎恒興池
田紀伊守恒利の子をゝて池田と稱を次男三郎某これ
一益の父なり

その生育大膽勇猛ゝゝ智謀深く兵道ゝ達を然
どもその身壯強ゝて勇力あるにまかせ募りて氣
隨を振舞ゝるゞ甲賀の百姓と喧嘩ゝゝ忽三人を
切伏ゝゝゝ是を一益ゞ短慮ゝゝ我儘ゝるゞ故ゝ
あゝば百姓等ゞ無禮故ゝれども日比剛勇の聞え
ゝるを以ゝ理不盡ゝ殺をゝ如ゝ風聞せゝゝ六角
承禎いゝて瀧川を下手人とゝゝ一益樣ゝ
ゝ譯をなゝといへどもとゝゝ聞入ゝゝ既ゝ捕えられん
ゝゝゝば瀧川捕人の兵士を斬散ゝ甲賀郡を立
のゝ尾州ゝ來り暫ゝ山林ゝ閑居をゝゝ在ける
ゝゝ信長の大勇ゝるを聞この幕下に身を寄せ

だやとおもひるゞ〳〵今暫その實を見んと伺ひ居
〳〵りけるうち織田家の不破河内守と親〳〵く語らひ
音信くるゝ河内守信長ゟ仕官をすゝめんとおもひ様く
勸めども一益辞退〳〵して仕えゞる河内守これを柴田ゟ
もくる柴田瀧川ゟ面會〳〵その容貌言語たくゝのゝ
ざれば頻りゟ尾州ゟ留りゟへと勸めるにより一益その
志を背きゝ終ゟ織田家の遊客となり〳〵やゞて柴田
奏者〳〵て信長ゟ見參〳〵けるゟ信長知行を宛行べ〳〵と
有〳〵時一益一寸の功も形〳〵くして禄を受んと本意ゟゝゞ
とゆて請ざり〳〵かゞ信長大剛勇のほどを現〳〵てのちゟ
知行を受んとを頼母〳〵さ侍るゝと隨分念比ゟりてゟし

置ゟい〳〵ゟ桶狭間の合戰のち一益いよ〳〵信長を良
將〳〵と思ひ定め去永禄三年の冬ゟいとう瀧川奇計を
案〳〵出〳〵勢州長島桑名の地を切取ヤべ〳〵その切取〳〵
地の内ゟて能ゞどゟ知行を賜とうゟへべ〳〵桑名ゟ國境ゟ
〳〵て良もすしゞ當國を濫妨を依く桑名を切取彼所
ゟ住居〳〵て國司を押へヤべ〳〵左ゟたゞ長島乃服部
左京を追出〳〵可申ゆと望ゝるにより信長大ゟ悦び
ゟいその謀成就をば我一臂を安んぞる處ゟり但人
數何ゞど率ひ行べ〳〵やとゝ有ゝるゟ一益ヤ〳〵一人も
召具ゟ及ゞゞ敵の兵を以く敵の城地を奪い味方の
地と廣むる計ゟゟ某只一人御免を蒙ゞて海ゟり越

謀り中をべくゆと大丈夫に中せ〳〵うい餘り自由らし
き言條うゐと思そ〳〵うどと先其望ゑ任をら〳〵うい
一益大ふ悦び同年十月ちゞめ浪人の姿ふやり〳〵長島
の服部左京亮友定が許へ音信をび左京元より一益
とそ交り深きが故ゑ子細ふ〳〵呼入甲賀を出奔き〳〵
由をび兼〳〵聞〳〵が今迄何國ゑ住居せ〳〵やと問ふ一益
されば甲賀を退くのち東國ふ下向〳〵所〳〵徘徊せ〳〵が
身を置べき地ふきゑ依西國へ下向〳〵安危を定めんと
存〳〵是迄歸り登る處ゑりとや左京聞き〳〵一益が勇力
ありて智謀さへきこと知るればいうふも〳〵て此地ゑ留めべや
とおもひ懇にのて形〳〵さわ〳〵んゑ急きのふ身ゑとあ〳〵ば

緩く爰ゑ勞を休めゆ〳〵と云にようう一益心中ふ悦び服部
ふ向く〳〵ゆ〳〵某此地ふ来ると實ふ御邊ゑ一大事を告
んが為之といふ左京聞き〳〵大ふ驚き一大事とは何事ぞや
と不審すれば一益云く〳〵某此邊ゑて織田家の諸士乃剛
臆を探り聞ゑ信長當夏今川義元を討滅〳〵て勢や〳〵尾州
ゑ振やよう〳〵長島ハ元我國中之然るふ服部や〳〵もちれば尾
州へ敵對の色をゑもとなを安〳〵ゑ近き内大軍を率〳〵て
長島を攻潰さんやと評定ある由たり〳〵ゑ聞り信長元より
本願寺を惡こゝのふとゑるゞ〳〵といへども勢微ふ〳〵て制
しがたき故以く手を出さんアふ此比その企あることも必定
形り又その臣下ゑ智勇すぐれ〳〵もの頗る多〳〵ら〳〵攻掛

らるゝみゞ御邊防戰近比難義ふるべゝとおもふゝ依て旅行の序ふ告知せゆゝと云左京こゝを聞く心中穩ふゝゞ信長實ふ大軍ゆて寄來バ何ゝゝて防ぐべきやと思ひ瀧川ふ向く貴殿の芳志忝ふゝ仰の如く尾州より大軍ふく取掛ゝゝんふい近比以く難義なり何も御邊の奇策あゝバ教めゝと頼こけるふより瀧川ゆくゝハ某不肖ふゝ弱こゝを助け強こゝを破る我以く本意とゝ然ゝとも我西國下向を急ぐ形ゝゞ永く留ゆて御邊の安危を助力ゆゝとあゝゞ依く一切の策を告まゝゝべゝ先以此地ハ要害よゝとゝいゝも尾州境ゆて大敵を防ぐ地ふあゝゞ當國蟹江の邊ふ一城を築き此城と牛角の勢をなゝゞ時ハ前ハ尾州を防ぎ後ハ勢州を保ぎゝゝ信長いふ猛く共兩城を一時ふ攻拔こゝかゝゝゞ

さて蟹江を足だまゝゝて近隣へ働ゝゞ自然と領知も廣まるゞゝ御邊本願寺とゝ入魂ゆゝゝ彼門跡へゆ入て用金を借ゆゝく築城の用意を形ゝゆゝゞ某も今年中ゆ此處ふ逗留ゝて御邊のためふ城地のこゝと奉行ゝ守防の方便を差圖ゆゝゝとゆゆゝ左京大ふ悅び石山本願寺へ專使ゆ立く此こゝをゆ遣ゝけるふ元より服部ハ長島一向宗のゝゝを本願寺より預り居ゝゝゞ石山よゝも數万の用途を送りけるふより瀧川を奉行ゝて普請をゝゞめゝゞ十二月下旬にゝゝゆ一城を築き出きゝ一益ゞゞ試ふ防禦の術を試むゞゝゝゆより逞兵五百余人兵粮武具鉄炮以下すべく

瀧川がまに運び入く當分一益止りて防戰の手當なり
とやけるなぞ瀧川思のまゝに一城の主となりて々
蟹江ハ尾州海東郡なり長島より東北に當り蟹江川
を隔て今ハ蟹江本町丑寅の方ハ東西五十四間南北五
十間の城跡あり大手の南ハ三重堀の跡存ル田畝となれ
ども猶土俗字して城の内といひ又南大手の跡を海門
寺口といふこなめや但是ハ佐久間駿河守が城ハく代く
ゝよ住せゝといへば瀧川が新築の事いぶかしべき

重修眞書太閤記二編巻之五終

重修眞書太閤記二編巻之六

瀧川一益桑名の城を乗取事 并服部左京怒て蟹江の城を攻事

瀧川一益長島よりの服部左京亮とあざむき懇志
の躰ふりてかゝ蟹江ハ一城を築うを兵粮玉薬迄
澤山ハ入させその上ハく一益暫時ハ在番いたし
遣をべゝとて是ハ籠りその上當城附の領知なく
てハ兵士の扶持うとふも差支可申とく長島領の
蟹江近き處ハあるを引分ゝ知行ゝ万事残るなく
なく調え置扨所ゝ方くより豪傑の浪人どもを呼

寄その器量によりて夫〻の役をゝ付とゞめ長島より附〻〻五百餘人と追〻引替遅兵六百余人ふ及びしゝば今ハ心安しとゝ清洲へ使者を立訴へくるゝまゝ勢州押への一城を蟹江より築き兵粮玉薬澤山より敵方より籠もせ所〻より究竟乃浪人六百余人を召抱へ知行迫相應う附させてゆへば御安堵なし下さるべし但さしたる忠功立ゆとゝもども當城の守護と ふし被下ゆとゞ籠城の諸牢人安心仕ゆて涯分乃勇氣を勵まし堅固ゆ守り可申ゆとゝゝ仕せしゝば信長大ゆ驚き此方より一兵を用ひず一矢を費さず斯の如く一城を奪取しとゝ天晴とゝも無雙ともいふべき詞を

しらば彼城主として當家ゆ與力し勢州を押えんと ふしば究竟の要害とゝ云べしとゝ則感狀をあたえ永く蟹江の城主ゝるべき由朱印を以ゝゝ遣されしゝどふ瀧川悦喜限り形〻いまい蟹江の城主ゝり心乃まゝ籠城合戰の用意をべしとおゝへば新ゆゝえし兵士を集め一益自ら團扇を取ゝく軍兵を調練しゝるゆゑ數日ふしばして六百余人の兵士進退駈引能熟せしゝどゆ勢州を切取んと心懸まし服部ゝへゝ遣を樣某當城に入〻兵士を集め防禦の備へ怠らばゆ故今以て織田方よりとゝも手出しをゝさばゆ此上長久の計策をゝし参らばべしと欺きけるゝどふ左京亮たゞゝらるゝといおのひも

よゝび蟹江を此方の持城ゝり瀧川を入魂の朋友なり
真實長島のゝめよ兵士調練をるゝゝおりい一向懇志を
通ド音物を送りさゝ心を取けるのをるゝさよ然る
よ永禄四年の正月下旬瀧川間者を入く桑名邊を伺い
せゝゝふ城主伊勢三郎氏吉
桑名三郎藤原行政南家の藤氏ゆく生毘沙門と聞え
し白尾太郎行遠の嫡男形ゝ母い熱田大宮司季範の
妹ゆく右大將頼朝卿とを外戚ゆ就て親ゝと厚うり
しゝぶ政所の執事とゝて五位下よ叙ゝ山城守よ任ぞ
その長男信濃守行光おゝゝく父が職を續二男行村
桑名よ住ゝ桑名の二階堂と稱をその子左衛門尉元
行その子隱岐守行氏その子三郎左衛門尉行景その
子三郎左衛門尉泰行その子三郎左衛門尉行雄その
子紀伊權守行久より今乃三郎氏吉ゆ及まで十餘代
相續をゝ
年頭の禮乃たゝめよ國司の居城大河内へ趣さけるとゝく
留守ハ幼稚の嫡男を守護ゝてたゝく敷そのも無由を
聞出ゝ一益よゆくゝと告ゝゆで一益喜び時ゝを来ゝと逞
兵四百余人を從ゝく密よ桑名よおゝ寄短兵急よ攻ゝう
くるゆぞ城中不意の事ゆをゆり以の外ゆ周章ゝ防ぐ術
の盡けるを見をゆゝ一益城中に打く入本丸よ押よをて伊勢
三郎氏吉の嫡子と妻女を生捕その外乃兵士等よ降參せば

一命を助くべしとやにより主人を質ふとりて上るふしば
止事なく得ど降參せしふより瀧川一人をも害ずして桑名
を乗取生捕および降參の諸侍のうち重立るものを本
丸の内の一間へ押こめ置城主三郎歸り来らばその時助け
出すべしと言諭し瀧川が手の者をして城門を守らせ今や
いまやとまつそふ翌日三郎氏吉大河内より桑名へ歸城
しけるふ城門堅く閉ぢ開かざるあきれて居るうちふ
一益櫓よりかり大音揚て我をば誰とおもふ名をば
聞たらん蟹江の城へ住たる瀧川一益といふものなり數多の從
兵あれども居城とおもふべき處を得ば當城い海邊なれ我好む
處の地形に依て我人數を以て乗取汝が悴ともども妻子從類

一人も殺害をば扶持し置うり此上も當城を我うり渡し
城へ付らる領知半分ふれよ渡すべし然らば汝ら從類者屬
らる一命を助けく返し遣すべし不同心へ於ては悉く是
を誅し領知をば不残切取べき旨と呼たりけるふより伊勢
三郎怒り思へども如何せ様なる無念なるべし所望へ任すべき
由を答しもで瀧川桑名領の村里人別その外年貢の帳面を
取出せその記録へ從て當城へ付べき村里の約束をな
伊勢三郎が家臣を瀧川が從者へ差副村くへ行て城主の代
りし由を觸定めてのち捕え置しものどもを伊勢三郎へ引
渡し終へ瀧川桑名の主と形すふ叛服部が方へい桑名
も長島の與力同樣へおりてせしば服部まで瀧川が奇謀を

稱美して聊も疑ふべき但一益ごとき六百余の勢なれば桑名盤江の両城を守ることあるべき密に清洲へ使者を參らせ桑名の城を乘取ゆへ共人心いまだ定まらざゆ間蟹江へ歸りぜくゆ

桑名い伊勢桑名郡にて長島の西にありて木曾川を隔てたり蟹江い長島の東北にて桑名よりとまること丑寅の間に當り大河をへだて三四里に及ぶ

若長島乃服部左京此義を知ゆ〳〵いろ形る方便を以て盤江を襲ごんと仕りゆ不意の變心元なゆ間軍兵百ごろり盤江へ御加勢被下ゆべ〳〵防禦の手當よく仕置ゆ間三百余もゆべ〳〵やすく難義ない及びや但穩密な

御ことらい被下ゆ〳〵ふと言上を信長まと〳〵驚き比類なき計策やとくみごと賞翫あり〳〵けるべき勇士五百余人を勝り出しその中より千人を撰出し物頭となし一益が組下なぞ付られ〳〵一益大に悦び甥なりける瀧川儀太夫詮益ゆ盤江をば守らを

儀太夫詮益ゆ瀧川三左衛門資恒の弟小次郎景貞の子之一益と従弟違にあるより一益桑名に住して領分の仕置を定めけるゆ專百姓を憐み賞罰を正〳〵法度を定め慈悲を專一とすゆ〳〵より只今迄伊勢三郎が短慮ゆ〳〵民を虐げ收納を重くなしてその身乃榮耀を事とし政道とも雲泥なりける

により領知の百姓もとへよ再生の思ひをなしよき領主を得たりと地下人の歸伏大なるふべ國司家ゆてい伊勢三郎を追出したる瀧川とつゝを何國のもの何の與力ふるや定なる知るものあけまばまげそのもの仕置を聞う山賊野伏の類とも聞えば民を撫育し法度を嚴重なし兵を練を尋常ふ越るれば容易く追討をべき術とし〻ら〻剰伊勢三郎ら仕置あ〻く民ふ棄らるしを明白ふ聞えしらべ瀧川を桑名ふ居しめ國司の幕下とるさば尾州押えのよき侍をべしと評定一決し即使者を以くや遣しけるい瀧川事國司よりしら置る処の城主を追出しみぎりふ村里を押領もるを偷竊二盗の業とゝべし速ふ征伐あるべきなれどもその

人とるりを聞食ふ智勇ありてやつよく百姓を撫育し村里を安穩ふ〻しむる條奇特のこと依く城主を追出し村里を押領をし罪を許さるふものまく桑名の城主とあさる〻間もなくく大河内へ出仕して國司の為ふ忠勤をなげむべし但偷竊二盗の本心やまべ國司の命を背くと形〻べ大軍を以く誅戮あるべしとゝいうあしげよや送りしらべ一益使者ふ對面し當城を乗取村里を押領もるを我欲心ふ依くふせし業ふ先城主愚ふ〻く民を憐まべ收納を重くして百姓を虐く我この民乃塗炭ふ苦しむ〻痛〻しおのふ故ふ城主を追出し村里の仕置を改めるふ去ふ依く百姓等〻ゝめて安心を得るふ我從兵いそぐふ一千に過ざれども民の苦を救ふを

以て本意とし去に向ふ処をして従はざるはなし是天兵なり云
べし國司は民の父母なりよく國内の人民を安んじ治めんと
なすば従ふまじきものもあらば我國司の大軍を恐るべし我容
易に國司の命に應じ難しと返答を使者にして國司に
かくと注進をなす國司父子ともに家老諸侍大將まく
酒に醉ふ如く茫然として更に思慮に及ばず討手を遣
さんともたやすく勝ぬべし輕忽に寄て勝ざる時は却て
國の騒動なるべし暫く彼が振舞を見てその善惡に依て計
るべしとの義にて何の沙汰も及ばず空しく月日を過せを内
一益おりひの儘に近隣へ勇威を示し仁政を以て人を服せし
むより近邊の地士木股持福上木白瀬濱田高松なんどいへ

究竟の輩こゝに一益に従ひくるものに一益いよ〳〵力を得て
終に桑名員辨の兩郡を切従へその勢漸強大に及べり爾
後國司の使者長島に赴き瀧川をもめ服部に憑て蟹江
の城を築く由聞へしば桑名の始末又服部が知ざることを
あるべきに事の本末具に注進をなべしとありけれど服部
もとめて瀧川を疑ひまづ使者をとりつめ蟹江を此方へ返し
めんとや送りけるに一益答へるは蟹江の城明渡しは様仰
越しは即刻明るべし可申にくゝ承るべしと
元来蟹江は尾州の地なれば由依て尾州の信長より某に蟹
江の城主たるべきよし朱印を以てや越ては此上は御邊より
則用を出して築くる城なれば國主の信長のやさるべ條も背

かゝて但地處尾州の由よゆへ城ハ織田家の持ること勿論
然ハ御邊へ歸ーヤ〻ゝさいそれ有ーとあるーにより左京大よ
怒り憤て一益とゝめよう信長ハ與して我を欺きーことゝ
さーゝ其儀ゑゝバ速ふ押寄て蟹江の城を責取べーとて
即時ふ軍兵を發ーー長島本願寺門徒を驅集め都合其勢
三千餘人ゑて蟹江へ押寄攻ゝれ共元来一益此城を築ゝ時
長島桑名の敵を防ぐふ便利ゑるやうにうゑたまで服部勢
雲霞の如ーといへども多くハ門徒一撰ゑゝ普代の勇士ゑ
異ゑるゝバ軍立ゑどけゑゝて進退調ゝぶ城ハ玉藥澤山
なる上龍川儀大夫よゝ防戰ーゝれば服部方に手負死人數
を知ゝと左京齒咬をゑーて怒をども甲斐ぞゑゝ此方より

用金を出ーて築きーー城ハ此方の弓矢玉藥を籠てそれゞ
為ゑ味方の兵士を傷ること無念ともゝ鬱憤ゝたゝへを取ゑ
その形ーーさしども力責ゑゑゝばゝバ是非ゑゝ退き歸りけゑふ
より長島の領中多くゝ蟹江ハ屬ーいゝ勢盛ふゑゑゑ
是にゑゝ伊勢の押え丈夫ふなゝーゆゑさてゑを信長上洛
をバおのいゝゝゝゝ

信長上洛將軍家へ御目見の事
并三好長慶信長を探る事

永禄四年秋八月織田上総介信長年来の望ゑゑゑ都に上り
將軍家の拜謁を遂んゞため忍びの上洛ゑゝども餘りゑ小人
數ふくハ如何ゑゑゝと八十餘人を勝ゑゝ熱田より船ゑて桑名ゑ

著瀧川ゟ對面して今春以来の功勞を賞せらるゝ伊勢國司を押へべき手當を嚴重ゟ示合さるゝ手自金作りの太刀一振
戈與えのへば一益謹て頂戴し桑名員辨二郡の地并ゟ盤江の城乃御手ゟ屬せしを皆是君の御威光ゟ依處なるゟ如斯の
御賞美を蒙ると分の外ゟ面目身ゟ餘りゆと言上せしゟば
信長いよ〳〵感心ありて織田家爪牙の長臣なりと歎賞あり
瀧川とゞめより織田の兵士一人弓箭一具をも受ぶして盤江乃
城を築き兩郡を切取く清洲の藩屏とかきし功拔羣なりと
いく〳〵織田殿老臣の列と称しなれども柴田勝家等もこれを忌
嫉むとなし益一益始より柴田と入魂なりしゟば勝家も頻
りゟまれを推舉せし処とゝひ一益又大將の御前ゟ於て事を

論ぜんとべく柴田と逆らゟゟ至らざる故と知るとゝ
木下い諸老臣ゟ由緒なく卑賤凡下より經上り始終
大將の御前ゟ伺候し評定ごゟ論ぜんと云ことなく何
時なりても柴田佐久間等ゞ意見を破りけるゞ故ゟ自然
と其中あしく成しゝ扨織田殿桑名を立をのひ途中忍
びやゟゟ南都ゟ至り
桑名より関ゟ至りそしより加太越して伊賀國柘植郷
ゟ著それより上野名張を通り大和國初瀬寺ゟ
ゟこゝを今ゟ織田殿路といゟ
泉州堺の津ゟ著し廻りゟまはり漸京都ゟ趣き室町乃
近き處ゟ旅宿しまゞ將軍御所へ尾州織田上総介信長

上洛仕つり由を言上に将軍義輝公此由を聞食時の管領代三好修理大夫長慶より告あり

是時管領ハ細川右京大夫晴元なり然るに去天文廿二年八月晴元三好長慶が為に芥川城へ押込られ力機なる長慶が中行ふ處なり永禄四年正月廿四日長慶が長子筑前守義長御相伴衆へ加へられ御紋を賜ひ三月晦日将軍義長が亭へ成られ〻のち三好が威權頗る強大なりしかども長慶老るを以て政事を義長に譲る義長年若きが故その臣松永彈正少弼久秀權を專ら威を逞くせり

長慶将軍の御前へ出て尾州の織田と稱せるハ斯波武衛の家人なり近年斯波家騒動して居所を失ひと聞たりしが信長今度の上洛ハ定めて斯波の今まで守護せし尾張國を望まんが為なるべしまた小を許させ給ひるば天下の諸士ならん主を追くその國を所望することなるべし然らい動乱の本となり静謐の時あるべしば但此儘に追却あるも如何なり信長を召出さん彼が中旨に依て御計ひ有べくゆとやにより頓て信長を召出されるに信長大紋烏帽子を著し威儀を繕い御前へ畏る長慶信長に向ひ尾州ハ元斯波武衛の領國なり〻織田ハ斯波武衛の郎等職なり然るに近年威を國中へ振ひ武衛を追出し國を押領せし由聞えたり然るに今度の上洛何の子細ぞ明白

に言上然るべしと申に信長謹て某先祖累代斯波の家の家臣に列し主家を守護仕りし処近年世間穏しかるべ隣國の武勇者往く尾張を切取んと伺ふもの多しといへども武衛家の威權衰へ下を制する力なし

永正十一年八月十九日斯波治部大輔義達今川氏親と遠州引馬野に合戰し義達敗軍して普濟寺に入出家入道して和睦ありし家督を長子義統に譲り給ふ天文廿三年七月十二日家臣織田彦五郎信廣が為に弑せられ斯波家一旦斷絶せしを

某が一族同姓ども所くに分散して國を守りいるゆゑに武衛家の再興を計りし処主その德なく臣その道を守らず國中兎角

静なるべし某が父信秀忠義を盡し斯波家繁昌を企てし処不幸にして早世仕り某幼稚にして家督を相續仕し後武衛家の行狀よろしかるべし終に織田彦五郎信廣が為に横死せしもとよりの某不日に信廣を誅し畢ぬ某一家の好を棄て主君の仇を報じてしかるに結句讒者の中條を信じ某を誅戮せらるゝを由にて軍兵を催されしども事整とゝのはずして清洲を出奔ありしかるに止を成得ざる仮に國中の狼藉を静め法度を執行ひ罷在処今川義元朝臣四万六千の大軍にて上洛を企て手始に尾州を切取んと形ばかりに某に五千の勢を以て駈向ひ一戰のうちに義元朝臣を捕狭間に討滅してし後國中いつしか穏に隣國又静謐なるべし故上洛仕り武衛家に代りて

始末を言上仕りゐと次第〻〻述られ〻ば將軍家甚御感の氣色あ〻いまゞ兎角の上意もなく長慶信長の言語をとやらかして事理明白なるのみならず威風凛〻とし〻く尋常の武士あるぬ〻ぬ推察しその意は逆らふてはあらぬべし好を通じ交りを厚〻く腹心の味方とふさぐやとおもひ返し顔色を和らげ織田総州は いまゞ年若なれども一國を切鎮め殊は海道第一と聞えし 今川義元の大軍をて打〻上り〻を一戰ふ駈破り遂は義元を討取し由爰許まぐも疾聞えし末代の勇將といふべし武衛家沈淪の始末織田彦五郎の弑逆御邊主の為ふ一家の親を忘れて逆を討仇を報ぜんと言上の趣殘る處

なく尾州すゞふ守護なる〻闕國なる上は他は求むるに及ばず信長を以て尾州の守護職は補きられ然るべしと執達せしかば將軍家元よりその思召るを以て子細なく御免あるべしとて信長面目を施して退出ス

守護職といふは軍防令にいはゆる大敵の任なる〻國中の兵士を率い盗を捕禁し賊を防禦し征伐のことゐる時は兵士を押領して進退を主どるを以て押領使と稱す鎌倉殿乃時守護職の料を段別五升と定め給ふ京都將軍家の時斯波道朝入道は段別一斗二升五合と定めたり然らば尾州の田六千八百廿町七段三百十歩の守護職料米八千五百廿五石九斗八升二合五勺と知へし　四斗苞二万千

三百十四俵三斗八升余之

将軍もさらぬく仰出されるを信長若年なれども主家の仇を討て恩を報じ仁政を施して民を救ふ良将の器とて斯波家ハ将軍一流乃源氏なれ管領の職を累代たれども人その任ふ堪ずその家の沈落いふべき詞なし信長すでふ尾州の守護なれ上も将軍家のためよ忠を盡し室町御所再興繁昌を忘ざれ我今その職にあり海をも四海静謐の威を振てせめふるもの叶ぬをもて有功の者を賞翫ふ事なれ力もなきまさに身の不肖歎くふ餘りあり汝よく我志を助けく凶徒を平げ御心を安くせよと宣ひさて頻よ御落涙ありれば信長も将軍の御心中を察し奉り悲歎胸ふせまり謹く御受申上るハ上意の趣肝ふ銘じ骨よ徹てそ畏を存奉る信長勢微よ才智乏しくゆへども将軍家の御威光を首ふいただき不日ふ義兵を發し凶賊を誅し御安堵ふなさるく様よ形し奉るべし暫時乃間御堪忍遊されい様乍恐奉存ゆと言上をもるれば将軍御悦喜斜ふならず急ぎ本國(下向し一味同心の隣國の輩をもさらひ上の御心中を告知せ早く治世の計を廻らべしと仰出されれ即御暇給りて尾州三好長慶ハ已ゞ中成よりて尾州の守護とも御免あり一揆よおりてせこれと恩をもく味方となさんと籌策るれば信長御前より退出すると待はもて直よ管領の館よ招さよを長慶自

身立出く樣くりて形〳〵好を結ぐんことを語り出〳〵れ
ども織田殿將軍の落涙ありしいとべく三好が我意を募
り將軍と蔑如なのふるまひ憤ろ〳〵せるひての御こと〳〵察し
奉り〳〵故三好が心中を喜ぶ饗應の善美を盡を〳〵と
却〳〵うるとく〳〵ありひあぐ〳〵時の執權乃こゝなるをべ但慇懃
よりて形〳〵當座の尊敬を專らとあさまとにより三好も
ちんくさなり〳〵是より萬事成吹舉ぢん由を述くその心を取
つゝどゝと織田殿態と悅喜の躰とるゝて禮謝を盡さん
さて旅亭へぞ歸りあひよりり

重修眞書太閤記二編卷之六終

国立公文書館
National Archives of Japan